

# 国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業概要

## 参照通知

- ・国家戦略特別区域における医療法第46条の3第1項ただし書の認可に関する取扱い及び医療法人の非営利性の徹底について  
(平成27年8月28日厚労省医政局)

## <法改正の内容>

※国家戦略特区法改正

(平成27年7月8日成立、同年7月15日公布)

### 国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業について

国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理事であって、医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するもののうちから理事長を選出する際の都道府県知事の認可については、政令で定める基準に適合すると認めるときは認可する。

(参照条文)

#### 国家戦略特別区域法

(医療法の特例)

第十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業（国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理事であって、医療法人の経営管理について専門的な知識経験を有するもののうちから理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業をいう。以下この条及び別表の二の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請があった場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

#### 医療法

第四十六条の三 医療法人（次項に規定する医療法人を除く。）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

2 (略)

## 政令事項

国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業における医療法人の基準として、以下のいずれかに該当することとする。

- ① 認可に係る理事が2年以上医療法人の理事の経験を有すること
- ② 社会医療法人又は特定医療法人であること
- ③ 地域医療支援病院又は日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価による認定を受けている病院を開設する医療法人であること